

議第9号

長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設  
(一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の  
位置について

令和5年(2023年)3月27日提出  
長野県都市計画審議会長

---

4都第436号  
令和5年(2023年)3月13日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設  
(一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の  
位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に  
付議します。

# 長野都市計画区域のうち 建築基準法の規定に基づく その他の処理施設(一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設) の用途に供する敷地の位置について

## 1 申請者

まめじま

長野市大字大豆島3397番地6

直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫

## 2 建築場所

うえのしま

長野市大字大豆島字上之島3577番2他

## 3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

用途地域 : 工業専用地域

工事種別 : 新築

敷地面積 : 9,351.79m<sup>2</sup>

建物規模	①選別処理棟	②事務所棟	③ストックヤード棟	合計
建築面積	3,532.52 m <sup>2</sup>	111.78 m <sup>2</sup>	525.67 m <sup>2</sup>	4,169.97 m <sup>2</sup>
延べ面積	3,723.36 m <sup>2</sup>	223.56 m <sup>2</sup>	525.67 m <sup>2</sup>	4,472.59 m <sup>2</sup>

# 処理内容及び処理能力

## 【産業廃棄物】

処理内容		処理品目	処理能力※	許可対象
破 碎	粗破碎機 (選別前処理)	廃プラスチック類	209.28 t/日	工業・工業専用地域 (令130条の2の3)  ・廃プラスチック 6 t/日 超え  ・木くず、がれき 100t/日 超え
		木くず	361.92 t/日	
		がれき類	389.28 t/日	
	二軸破碎機 (硬質廃棄物用)	廃プラスチック類	432.00 t/日	
		木くず	609.60 t/日	
		がれき類	746.40 t/日	
	一軸破碎機 (RPF製造前処理)	廃プラスチック類	69.93 t/日	
		木くず	84.12 t/日	

※各品目を単独処理した場合の最大処理能力

## 処理内容及び処理能力

### 【一般廃棄物】

災害時等に発生する大量の一般廃棄物や、市が受け入れ困難な処理困難物の受け入れを想定

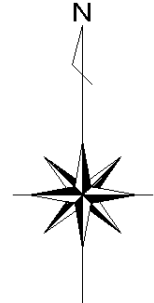
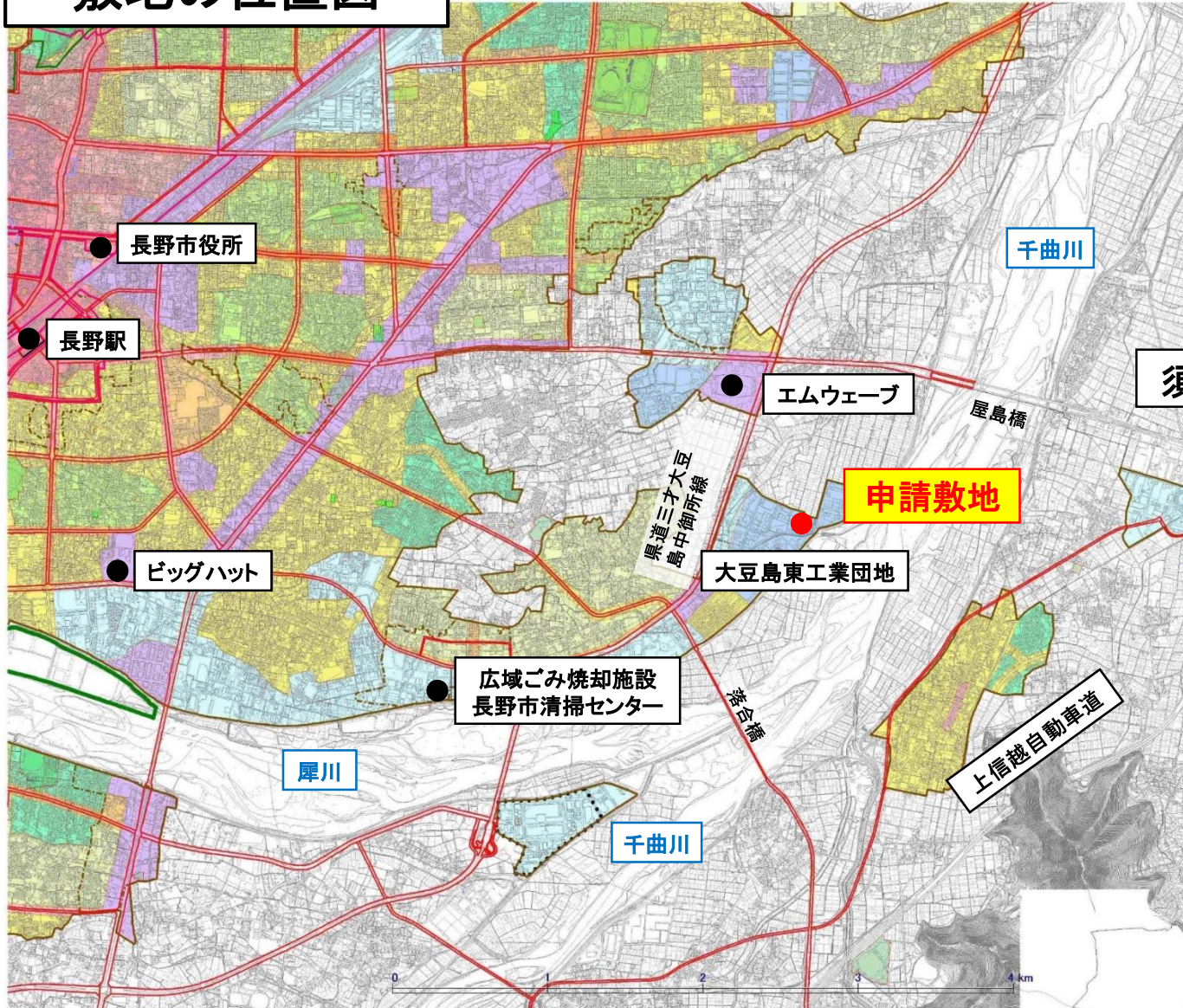
処理内容	処理能力	許可対象
<b>破砕（粗破砕機 選別前処理）</b>	※ 209.28 t/日	5 t/日 以上
選別	338.40 t/日	
圧縮・結束（選別後処理）	※ 142.87 t/日	
<b>破砕（二軸破砕機 硬質廃棄物用）</b>	※ 432.00 t/日	
<b>破砕（一軸破砕機 RPF製造前処理）</b>	※ 69.93 t/日	
圧縮・固化（RPF製造処理）	31.20 t/日	
切断	※ 36.00 t/日	
選別（廃石膏ボードの選別処理）	204.00 t/日	

※処理品目のうち代表的な廃プラスチック類の最大処理能力

一般廃棄物は、処理内容・品目に限らず1日5t以上の処理を行うものは要許可



# 敷地の位置図



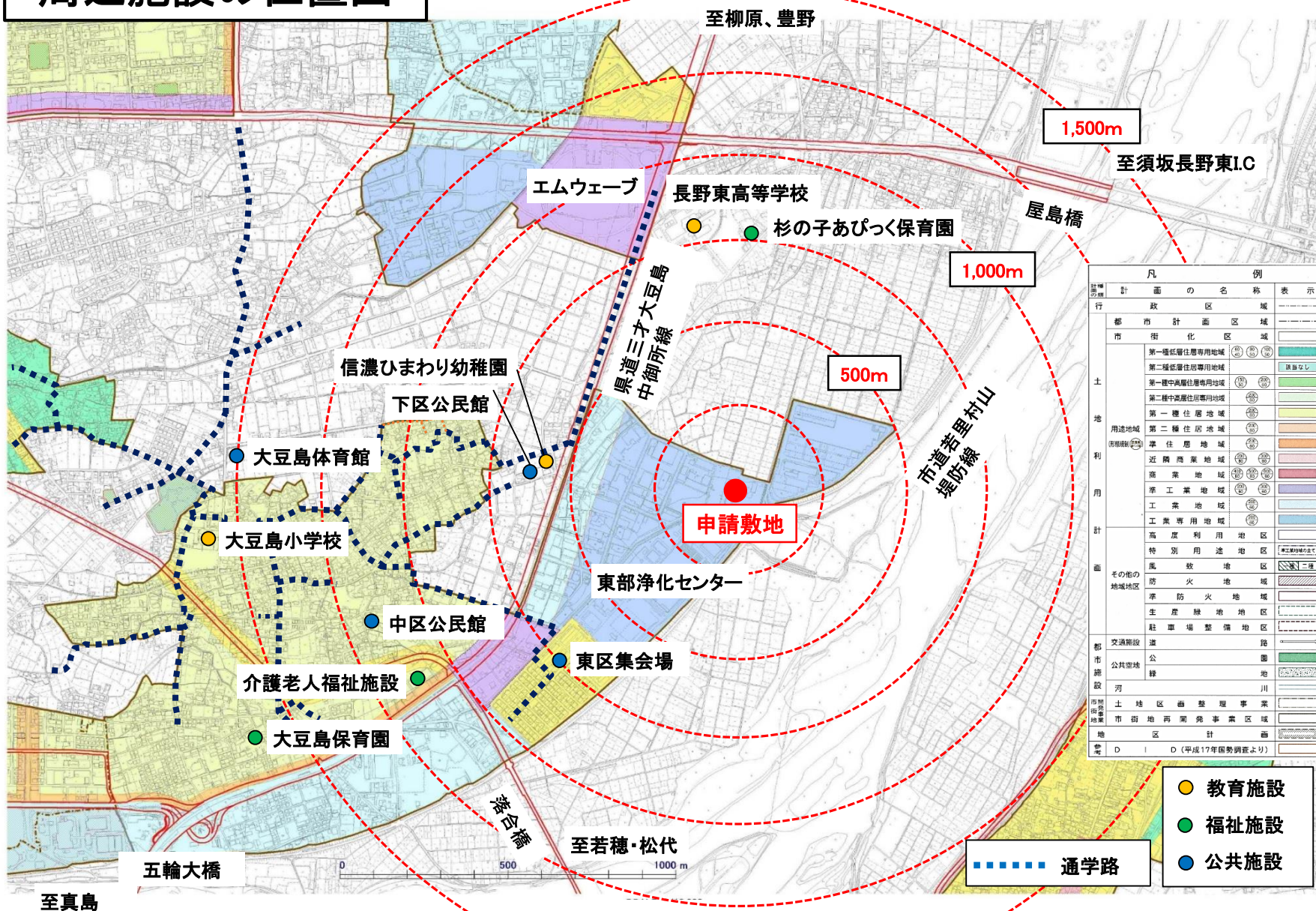
須坂市

須坂長野東I.C

凡 例	
計画の種別	計画の名称 表示
行政	都 市 計 画 区 域
市	市 街 化 区 域
土 地 利 用 計 画	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
工業地域	
工業専用地域	
面	高度利用地区
	特別用途地区
	風致地区
	防火地域
	準防火地域
都市計画	交通施設
	公共空地
	緑地
	河川
市街地	土地地区画整理事業
	市街地再開発事業区域
地 区 計 画	
参 考	D I D (平成17年国勢調査より)

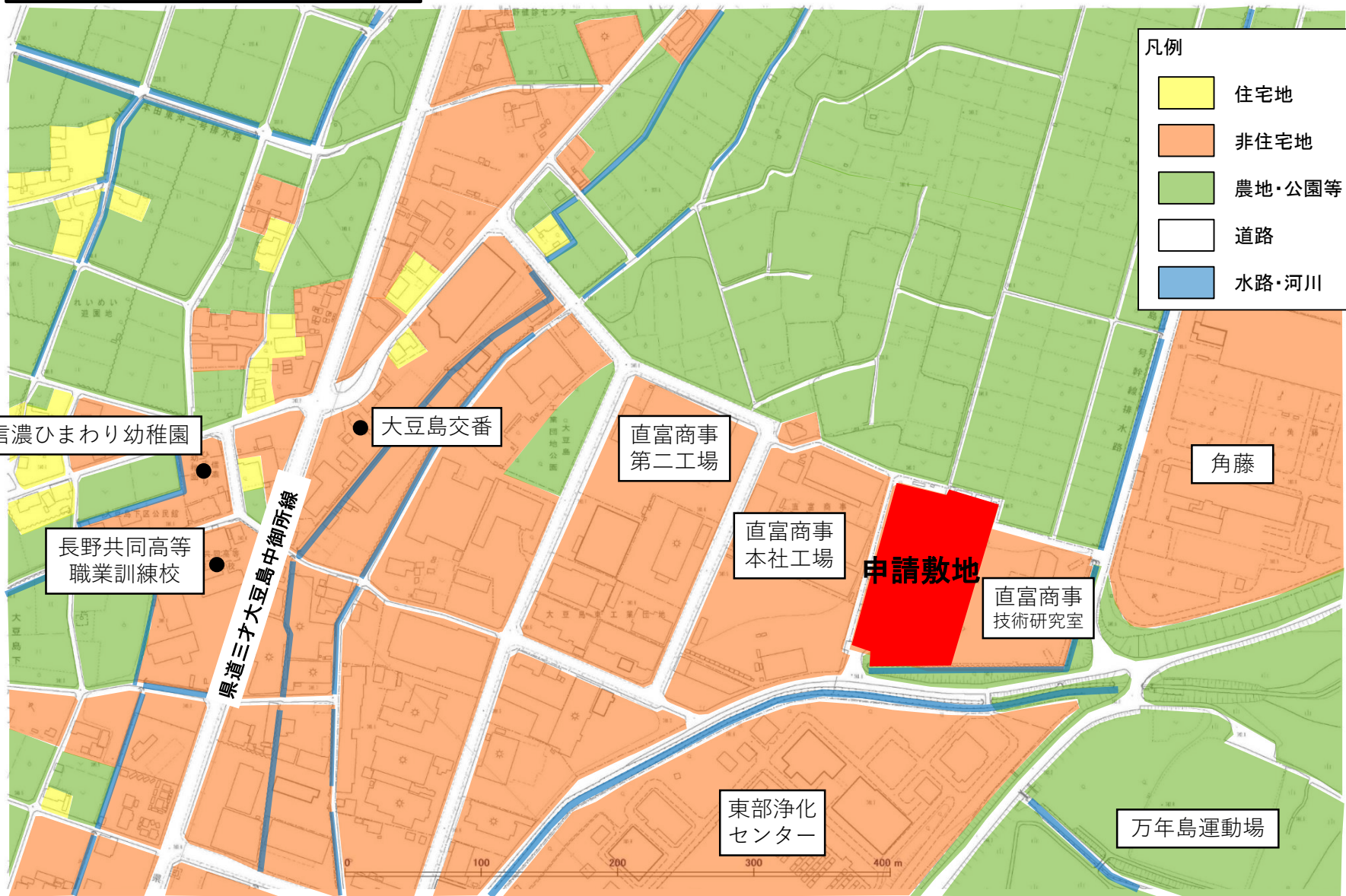


# 周辺施設の位置図





# 周辺土地利用図



# 周辺土地利用図(航空写真)





# 運搬車両経路及び現況写真

	道路の状況				
道路	県道三才大豆島中御所線	市道大豆島249号線	市道大豆島255号線	中ノ島浄化センター線	若里村山堤防線
幅員	車道9.0m 両歩道2.5m	車道7.0~10m 歩道なし	車道7.0m 両歩道2.5m	車道6.9~8.2m 歩道なし	車道≒10m 歩道なし
写真	① ②	③	④	⑤	⑥



①



②



..... 搬入搬出経路



③



④



⑤



⑥

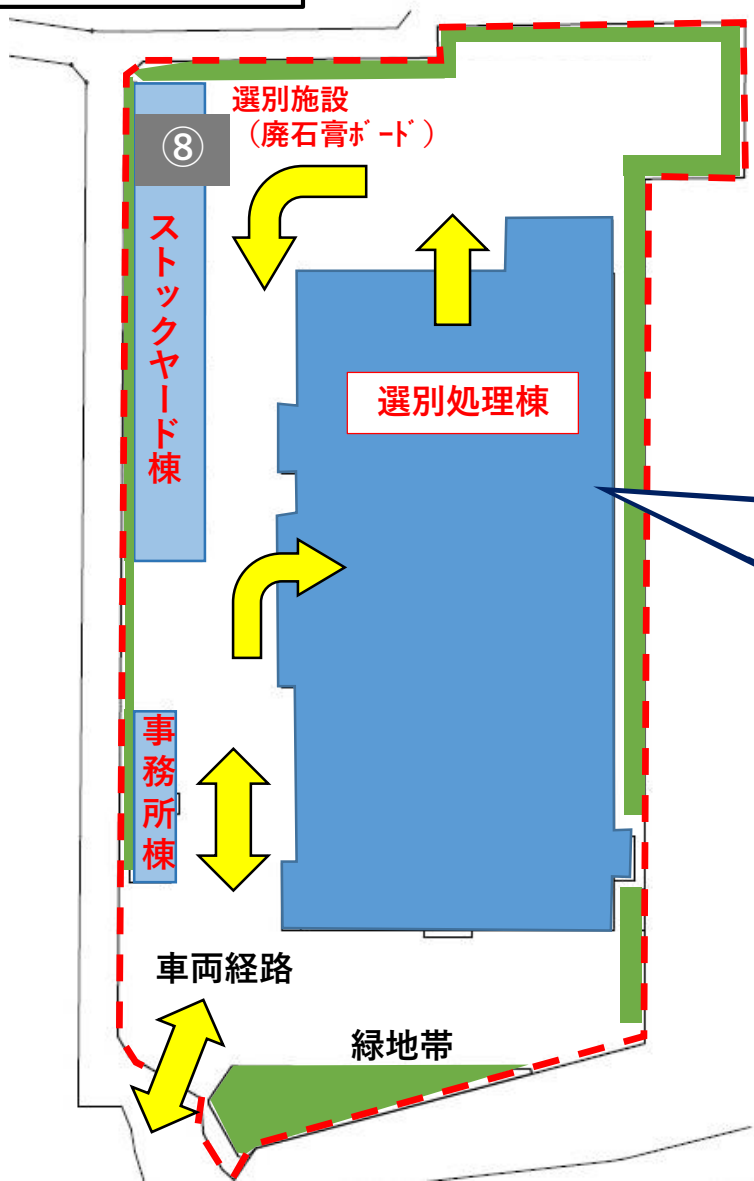


# 敷地周辺写真

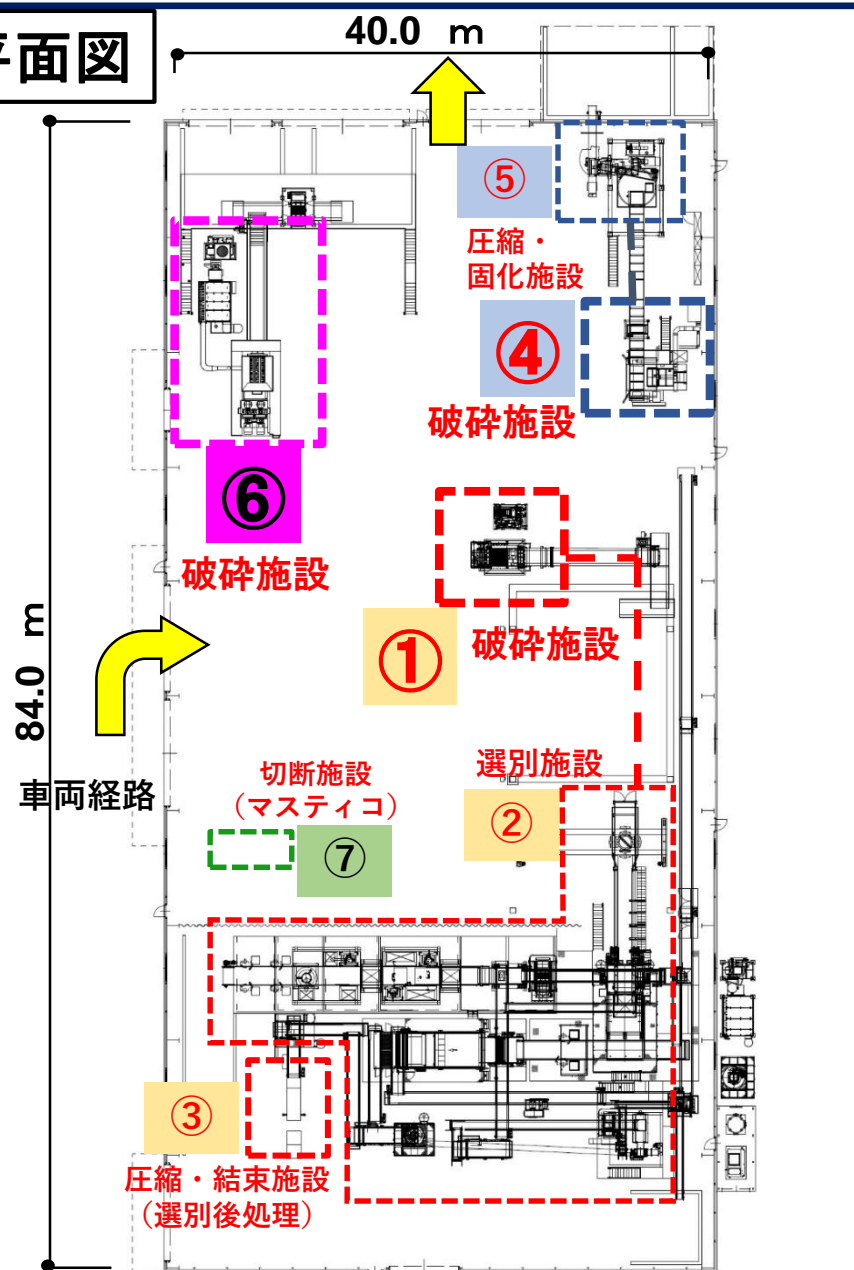
資料9-8



## 計画配置図



## 平面図





# 破碎施設概要

## ① 粗破碎機 (選別前処理)



選別の前処理として廃棄物を細かく破碎

## ④ 一軸破碎機 (軟質用破碎施設(RPF製造前処理))



RPF製造の前処理として廃棄物を細かく破碎

## ⑥ 二軸破碎機 (硬質廃棄物用)



硬質廃棄物(木くずや比較的硬い物)を細かく破碎し減容

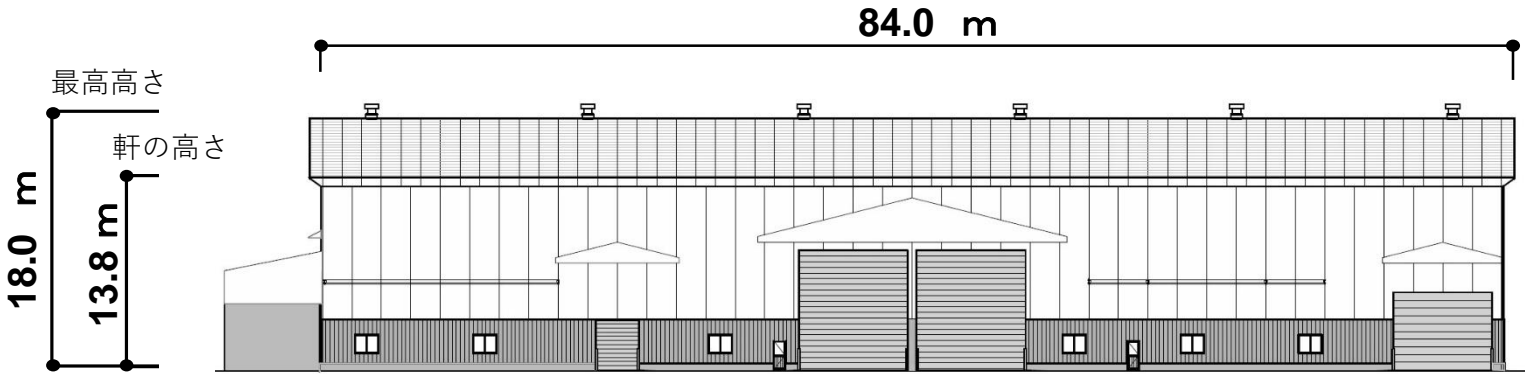
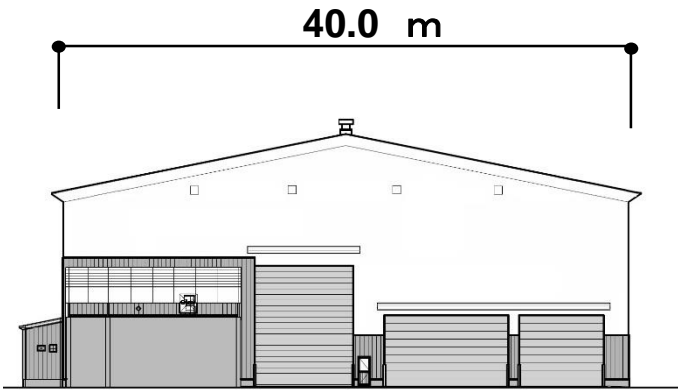


### RPF (固形燃料)

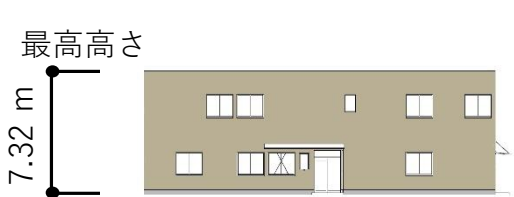
一部のプラスチックを紙くずと混合・圧縮・成型し、化石燃料代替の固形燃料として製造

# 各建築物 立面図

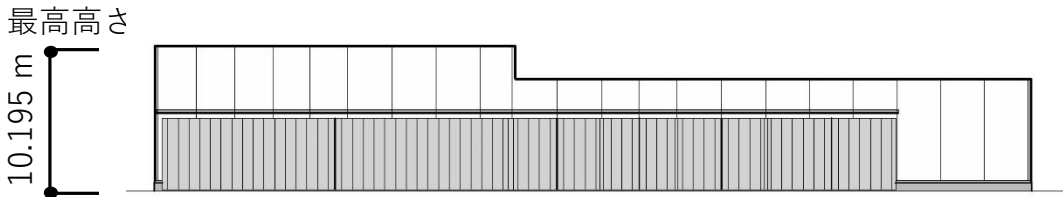
選別処理棟 北立面図



選別処理棟 西立面図



事務所棟 東立面図



ストックヤード棟 東立面図

## 環境調査位置図及び調査結果



測定種別 測定地点名	騒音レベル 測定結果 (dB)		振動レベル 測定結果 (dB)	
	現状	予測	現状	予測
測定点 (北)	51.2	<b>60.9</b>	33.9	<b>52.4</b>
測定点 (東)	51.1	<b>68.4</b>	36.8	<b>57.2</b>
測定点 (南)	57.8	<b>68.3</b>	36.8	<b>52.7</b>
測定点 (西)	63.3	<b>66.4</b>	42.4	<b>55.8</b>
<b>自主規制値</b> (参考法規制)	<b>70</b> dB以下 騒音規制法 第4種区域		<b>70</b> dB以下 振動規制法 第2種区域	

測定種別 測定地点名	粉じんレベル 測定結果 (mg/m <sup>3</sup> )	
	現状	予測
測定点 (北)	0.01	<b>0.01006</b>
測定点 (東)	0.01	<b>0.01000</b>
測定点 (南)	0.01	<b>0.01000</b>
測定点 (西)	0.02	<b>0.02001</b>
<b>環境基準値</b>	<b>0.1</b> mg/m <sup>3</sup> 以下	



項目	判断基準	計画内容の確認
周囲の状況	① 宅地化、市街化が促進される区域でないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業専用地域(工業の利便性を増進するために定める地域)に指定された大豆島東工業団地内に位置し、住宅の建築はできない</li> <li>・北側一帯は市街化調整区域で、農業振興地域農用地区域にも指定された農地が広がっていることから、宅地化、市街化が促進される可能性は低い</li> </ul>
	② 近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に小中学校、福祉施設、医療施設なし</li> </ul>
	③ 災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップによる土砂災害の発生は想定されず、地盤の液状化の可能性もなし</li> <li>・1,000年確立の浸水想定は3m～5m未満の区域であるが、取り扱う廃棄物に危険物等はなく、洪水等災害予測時には、流出の恐れのある廃棄物は事前に工場内に移動させ容器保管するなど、周辺への流出を防ぐ対応が計画されている</li> </ul>

## 敷地の位置の検討表2

項目	判断基準	計画内容の確認
環境への配慮	施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが确实であると認められること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音及び振動規制法の対象区域外であるが、自主規制値を設定し、その値を超えないことを確認している</li> <li>・隣接する本社工場や第二工場も、毎月、騒音及び振動の測定を行い、自主規制基準値以下であることを確認しており、今回の施設設置後も引き続き実施していく</li> </ul>
運搬車両の周辺地域への影響	① 交通渋滞による道路交通に支障がないこと	申請地周辺の運搬車両の通行予定交差点について、現況の交通量を調査し、施設稼働に伴う車両の増加台数を加味した交通量予測を行った結果、交通容量等を下回ることを確認済(最大処理能力で処理した場合についても確認済)
	② 交通安全上支障がないこと	運搬車両経路は、両側歩道のある道路や支障ない幅員の道路であり、また、社内で近隣住宅団地内への終日進入禁止や車両サイズによって通行ルートを制限するなど、安全管理を徹底しており、交通安全上支障ないと考えられる
景観への配慮	施設の高さ、大きさに応じて植樹等により、景観への配慮がされていること	長野市緑を豊かにする条例に定める緑化基準や、工場立地法の緑化基準、長野市景観条例の景観基準を満たす計画となっており景観へ配慮されていると考えられる

**「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」による住民説明会**

## ① 令和4年3月22日【事業計画概要説明会】

対象：大豆島下区、南屋島区（敷地境界から200m以内）出席者：32名



【公表縦覧】意見書の提出なし



## ② 令和4年8月29日【事業計画説明会】

対象：大豆島下区、南屋島区（敷地境界から200m以内）出席者：30名



【公表縦覧】意見書の提出なし

**長野市都市計画審議会**

令和4年11月15日【第86回 長野市都市計画審議会】



【答申】異議なし